いったん全額自己負担したとき

次のような場合は、いったん全額自己負担となりますが、国保担当窓口に申請し、審査で決定されれば、自己負担分を除いた額が払い戻されます。

●申請にはマイナンバー（個人番号）の記入が必要です。マイナンバーカード（個人番号カード）、またはマイナンバーのわかる書類と本人確認書類もお持ちください。

注意「支給されない場合もあります」

- ●医療費などを支払った日の翌日から2年を過ぎると支給されませんのでご注意ください。
- ●医療処置が適切であったか審査されますので、申請から支給まで2～3か月かかります。審査の結果、支給されない場合もあります。

こんなとき		申請に必要なもの
1 事故や急病などでマイナ保険証や資格確認書を持たずに診療を受けたとき		・診療内容の明細書 ・領収書
2 お医者さんが治療上必要と認めたコルセットなどの補装具代がかかったとき		・医師の診断書か意見書 ・領収書

資格確認書または資格情報のお知らせ

こんなとき		申請に必要なもの
3 はり・きゅう、マッサージなどの施術を受けたとき（お医者さんの同意が必要）		・医師の同意書 ・明細がわかる領収書
4 手術などで輸血に用いた生血代（お医者さんが必要と認めた場合）		・医師の診断書か意見書 ・輸血用生血液受領証明書 ・血液提供者の領収書
5 海外渡航中に診療を受けたとき（治療目的の渡航は除く）		・診療内容の明細書と領収明細書（外国語で作成されている場合は日本語の翻訳文が必要）
6 骨折やねんざなどで国保を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき		・明細がわかる領収書

資格確認書または資格情報のお知らせ

国保の対象となるのは、外傷性が明らかな負傷だけです。
かかる前に対象となるかどうか確認してください。